

相続人代表者指定届（固定資産現所有者申告書）について （市税の納税義務者がお亡くなりになった場合の手続き）

・お亡くなりになった方に市税（個人市民税・軽自動車税・固定資産税）が課税されていた場合は、その納税義務が相続人に承継されますので（地方税法第9条）、地方税法の規定によりお亡くなりになった方の市税の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する相続人の代表者を届け出ていただく必要があります（地方税法第9条の2第1項）。同封の「相続人代表者指定届（固定資産現所有者申告書）」を上越市役所税務課または南・北出張所、各区総合事務所へ提出してください。

・また、固定資産（土地・家屋）の所有者がお亡くなりになった場合、相続登記が完了するまでの間は、当該固定資産の現所有者（相続人等）が納税義務者となりますので（地方税法第343条第2項）、該当する方は、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに、現所有者の氏名・住所等を「固定資産現所有者申告書」により申告していただく必要があります（上越市市税条例第82条の6）。

・なお、この届出書（申告書）は地方税法などの規定により、市税の賦課徴収及び還付に関して今後市からお送りする書類を受領する方を指定するものであり、相続登記または相続税とは関係ありません。相続登記の手続きについては法務局へ、相続税については税務署へお尋ねください。

※「相続人代表者指定届」と「固定資産現所有者申告書」につきましては、どちらも相続人に提出（申告）していただくものであることから、いずれの手続きも行えるよう兼ねた様式となっております。

1. 個人市民税について

・個人市民税は、毎年1月1日現在で、上越市に住所があった方に課税されます。そのため、本年の1月2日以降に亡くなられた場合であっても、前年の1月1日から12月31日までの間に一定額以上の所得があった場合は個人市民税が課税されます。

・提出された「相続人代表者指定届」に基づき、相続人代表者あてに個人市民税納税通知書をお送りします。

2. 軽自動車税について

・軽自動車税は、毎年4月1日現在で、「軽自動車」「原動機付自転車」「小型特殊自動車」「二輪の小型自動車」を所有または使用している方に課税され、その方が納税義務者となります。

・納税義務者の方がお亡くなりになった場合は、提出された「相続人代表者指定届」に基づき、相続人代表者あてに軽自動車税納税通知書をお送りします。

・なお、納税義務者の方がお亡くなりになり、ご家族のどなたかがその軽自動車などを引続き使用する場合には、「名義変更」の手続きが必要です。また、使用しない場合には「廃車」の手続きが必要です。（市役所で手続きができる車種は、「原動機付自転車」と「小型特殊自動車」です。）

3. 固定資産税・都市計画税について

・固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在で登記簿等に土地・家屋の所有者として登載されている方が納税義務者となりますので、1月2日以降にお亡くなりになり、相続登記が完了していない場合は、「相続人代表者指定届（固定資産現所有者申告書）」に基づき、現所有者の代表者あてに固定資産税・都市計画税納税通知書をお送りします。

・相続の話し合いが整い、12月末日までに法務局で登記が完了すれば、登記の内容に基づき、翌年度分の固定資産税・都市計画税納税通知書をお送りします。

※「相続人代表者指定届（固定資産現所有者申告書）」を提出されても相続登記が完了したことはありません。

・すでに相続登記の手続きが完了している場合は、相続人代表者指定届（固定資産現所有者申告書）の「相続登記の状況又は予定」欄に登記完了日をお書きください。

・相続する物件の中に未登記の家屋がある場合は、別途「未登記家屋名義人変更届」を提出していただく必要がありますので、市役所税務課家屋・償却資産係へお問い合わせください。

4. 納税方法について

今後の納税については、相続人代表者（現所有者代表）あてに送付する納税通知書に添付の納付書で納税ください。ただし、口座振替を利用される場合には、下記のとおり口座振替依頼の手続きが必要になる場合がありますのでご注意ください。

手続きに必要な「上越市市税等口座振替依頼書」は上越市内の各金融機関の窓口で備え付けられていますので、必要事項を記入・押印(届出印)のうえ金融機関の窓口で提出してください。

口座振替利用者へお願い

※下記に該当する場合は、お手数ですが改めて口座振替依頼の手続きをお願いします。

- ・ 口座振替納付者又は振替口座の名義人が亡くなった場合
口座振替納付を継続する場合は、相続人代表者（現所有者）による新規の届出が必要です。
現金納付に切り替える場合は、解約手続きが必要です。
- ・ 新たに口座振替納付する場合
相続人代表者（現所有者）による新規の届出が必要です。
- ・ 固定資産の相続登記が完了し、新所有者が口座振替納付をする場合
新所有者による新規の届出が必要です。

5. その他

・賦課期日（1月1日）において登記名義人が死亡者のままとされている場合、その固定資産は法定相続人全員の共有資産とみなされ、これに係る固定資産税・都市計画税は共有者全員が連帯して納税義務を負うこととなります。

<問い合わせ先> 上越市 財務部 税務課

- ・ 個人市民税に関する事 … 個人市民税係 025-520-5650
- ・ 軽自動車税に関する事 … 税制・法人市民税係 025-520-5649
- ・ 固定資産税に関する事 … 土地係/家屋・償却資産係 025-520-5651/025-520-5652
- ・ 納税・口座振替に関する事 … 収納課 収納管理係 025-520-5654